

船橋市エイズ講習会等講師派遣事業実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、後天性免疫不全症候群に関する特定感染症予防指針（平成24年1月厚生労働省告示第21号）に基づき、エイズの正しい知識の普及啓発及び感染の予防を図るため、市民等の団体、学校、企業等（以下「団体」という。）が行う講習会等への講師派遣の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象)

第2条 講師派遣を受けることができる団体は、講習会等の参加者が10人以上見込まれるものでなければならない。

(講習会等の要件)

第3条 講師派遣を行う講習会等は、次の各号に掲げる要件を満たしていなければならない。

- (1) 営利を目的としないもの
- (2) 特定の政党・政治団体、宗教団体・宗派の利害に関わらないもの
- (3) 公共の利益に反しないもの

(派遣申請書の提出)

第4条 講師派遣を希望する団体は、原則として実施日の1か月前までに、エイズ講習会等実施計画・講師派遣申請書（第1号様式。以下「申請書」という。）を保健所長に提出しなければならない。

(実施の決定)

第5条 保健所長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、講師派遣の可否を決定し、その旨をエイズ講習会等講師派遣承認・不承認決定通知書（第2号様式）により団体に通知するものとする。

2 保健所長は、講習会等のテーマ、内容等について、必要と認めるときは、助言又は指導することができる。

(講師の選定)

第6条 講師の選定は、保健所長が行うものとし、講習会等の実施内容に応じて、助産師会、エイズカウンセラー、エイズに関する非政府組織（NGO）等の中から選定するものとする。

(講師の派遣回数及び謝礼額)

第7条 講師派遣は、1団体について1回2時間以内で年度間1回とする。

2 講師謝礼の額は、一万円とする。ただし、講師を依頼することが困難な場合については、謝礼額を別に定めることができる。

3 前項の規定による講師謝礼は、市が直接講師に支払うものとする。

(実施内容等)

第8条 講習会等の実施内容は、団体が講師と直接話し合っけて決定するものとする。

2 講習会等にかかる会場の確保、講師が必要とする必要な機器、資料等は、団体が用意するものとする。

(計画の変更)

第9条 第5条の規定による講師派遣を承認する旨の通知を受けた団体（以下「講師派遣団体」という。）が、講習会等の計画を変更しようとするとき、又は中止しようとするときは、実施予定日の2週間前までに、保健所長の承認を得なければならない。

(承認の取消し)

第10条 保健所長は、講師派遣団体が次の各号のいずれかに該当するときは、その承認を取り消すものとする。

- (1) 講習会等の実施を中止したとき。
- (2) 承認を受けずに計画を変更したとき。
- (3) 計画変更等により、講師派遣が不相当と認められるとき。

(実施報告)

第11条 講師派遣団体は、講習会等の終了後、2週間以内にエイズ講習会等講師派遣事業実施報告書（第3号様式）により保健所長に報告しなければならない。

(補則)

第12条 この要領に定めるもののほか、必要な事項については、別に定める。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年3月1日から施行する。